

## 遠賀町企業誘致のご案内

遠賀町は、国道3号線、JR鹿児島本線を有し、九州自動車道鞍手インターチェンジにほど近く、交通アクセスに優れた立地条件にあり、都市圏に比べ安価で起伏の少ない平坦な土地で事業所の設置には比較的適しています。一方で、ベッドタウンとして成長してきた経緯もあり、就労者人口のほとんどが町外に就労している状況で、町内の雇用機会の創出について叫ばれているところです。

そこで、新たな事業所を生み出す起業支援を進める一方で、遠賀町ではできるだけ多くの企業誘致の促進を図るため、「遠賀町企業誘致条例」を制定しています。これは、町内外を問わず、遠賀町内で事業所の新設、増設、移設を行う企業等が、一定の基準を満たした場合、奨励措置が受けられます。

### ●遠賀町企業誘致条例の概要

#### 1 対象業種

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める産業のうち次に定めるものとします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定義される営業を営むものを除きます。

- (1)大分類E－製造業
- (2)大分類G－情報通信業
- (3)大分類H－運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業、倉庫業又はこん包業
- (4)大分類I－卸売業、小売業
- (5)大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関
- (6)大分類M－宿泊業、飲食サービス業
- (7)大分類N－生活関連サービス業、娯楽業
- (8)大分類O－教育、学習支援業
- (9)大分類R－サービス業(他に分類されないもの)のうち中分類89自動車整備業、中分類90機械等修理業及び中分類92その他の事業サービス業に掲げるコールセンター業
- (10)その他町長が特に認める業種（町への有益性の高いもの）

※平成31年1月8日付で規則が改正され、対象業種が拡大しました。（下線部）

#### 2 対象要件

次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ・土地、建物、設備にかかる投下資本総額が2,700万円以上
- ・常時雇用従業員（雇用保険法に規定された被保険者）が3人以上
- ・町税、本町に関する使用料等を滞納していないこと
- ・重大な法令違反がないこと
- ・暴力団員及び暴力団員ではない、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

#### 3 奨励措置

奨励措置を受けるためには、操業日の属する年度の1月31日（操業日が1月2日から3月31日までの場合は、翌年度の1月31日）までに奨励措置の認定申請を行ったうえで、町の認定を受ける必要があります。

##### (1)固定資産税の課税免除

新設等に係る土地、建物、設備等の固定資産に対して5年間、100分の50を課税免除します。

##### (2)雇用促進奨励金の交付

事業所の新設等に伴い、その対象事業所における操業日前6月から操業日後6月までに新規雇用された従業員が、操業日から起算して1年を経過して、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合、その従業員1人あたり20万円を1回限り事業所に奨励金として交付します。（上限200万円）

##### (3)従業員転入奨励金の交付

既に正規雇用されている従業員で町外に住所を有する者のうち、事業所の新設等に伴い、その対象事業所における操業日後6月までに町内へ転入した従業員が、1年間継続して町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合、その従業員1人あたり20万円を1回限り事業所に奨励金として交付します。（上限200万円）

<お問い合わせ>

遠賀町役場産業振興課商工振興係（駅前サービスセンター）

TEL：093-293-8233 FAX：093-293-8234

メールアドレス ekimae@town.onga.lg.jp